令和7年度 途上国での植林による炭素クレジット創出に係る支援業務

仕様書

## １．件名

令和7年度　途上国での植林による炭素クレジット創出に係る支援業務

## ２．背景・目的

森林はCO2の吸収源であるとともに水源涵養や生物多様性といった他分野にはない便益を提供しており、森林の減少・劣化を抑制するとともに、森林の再生を図ることはカーボンニュートラル達成に不可欠である。その中で、気候変動緩和活動によるGHG排出削減量やCO2吸収増加量を基に創出される炭素クレジットは、様々な利用の可能性があることから、民間企業の植林への参画・投資を促すものをして期待が集まっている。特に、成長過程で大気中のCO2を新たに固定する植林は、吸収／除去系の炭素クレジットを創出することができるため、カーボンニュートラル達成に向けてその役割が重要視されているところである。

植林による炭素クレジットの創出は、プロジェクトベースでの実施がしやすく、比較的企業が参入しやすいようにもみえるが、途上国での森林・林業に関する知識・経験がない一般企業が単独で植林を実施するのは困難であり、NGOやプロジェクトディベロッパーとの共同で実施することが予想される。また、植林由来の炭素クレジット創出にあたっては、永続性の確保（将来も森林として炭素を固定し続けているか）やセーフガード対応（地元住民の権利侵害や地域の生態系への悪影響等を生じないための配慮）などが求められている。

このように、植林による炭素クレジットの創出にあたっては技術的・社会的課題が多々存在している中で、本事業では、民間企業による炭素クレジット創出のための植林プロジェクトを促進するために、プロジェクトを実施（形成からクレジット創出まで）するにあたっての課題解決に必要な実証調査を支援する。

## ３．業務内容

### （１）植林による炭素クレジット創出にあたっての課題の抽出

業務実施者が炭素クレジット創出のための植林プロジェクトを形成（開始）し、炭素クレジット創出するまでのプロセスにおいて想定される課題を抽出する（課題例は下表の通り）。課題抽出にあたっては、創出したい炭素クレジット認証の制度・プログラムの種類、対象国、植林活動の内容を定めたうえで、それらの条件（要件）に応じた課題をなるべく具体的にかつ網羅的に抽出する。

表：炭素クレジット型植林で想定される課題（例）

|  |  |
| --- | --- |
| 課題の種類 | 課題 |
| プロジェクト形成 | ・費用と人的資源の把握  ・共同実施者（専門技術を持つ外部組織を含む）の選定  ・プロジェクト設計書（PDD）作成に必要な情報の収集  ・既存の植林プロジェクトから炭素クレジットを創出する手法 |
| 候補地や樹種の選定 | 植林後の消失等のリスクが低い植林候補地、現地の生態系を考慮した樹種の選定 |
| 苗木調達・管理 | 安価で品質の良い苗木の安定的供給 |
| 炭素量の推定 | ・多数に点在する植林区の炭素量の推定・継続的なモニタリング  ・地上調査が難しい植林地（マングローブ林等）での炭素量の推定・モニタリング  ・土壌炭素プールの評価・推定・モニタリング  ・植林木の炭素量の測定・報告・検証のデジタル化（dMRV） |
| 将来予測 | クレジット創出量の将来予測のための植林木の成長予測 |
| セーフガード・永続性の確保 | ・地域住民との合意形成  ・個々の植林地の状況に合わせたリスク評価（適切なバッファー量の推定）  ・植林後のリスク評価、確実な管理体制の構築 |
| 追加性の証明 | 炭素クレジット収入以外の経済的収入が見込まれる場合の追加性の証明 |
| 炭素クレジット発行量の確保 | 植林に加え、森林減少・劣化による排出の削減（REDD）や農地管理（ALM）を実施することにより炭素クレジット発行量を確保 |

### （２）選定した課題の解決に向けた実地実証調査

（１）で抽出した課題のうち、本支援業務で解決したい課題を選定し、その課題解決のために有効な手法・技術を考案する。選定する課題は、なるべく他の企業にもモデルケースとして参考にしやすいものが望ましい。また、その手法・技術の有効性を検証するために、実際に対象地において、その手法・技術を用いた実地実証調査を実施する。なお、検証にあたっては、手法・技術の有効性のみならず、それを利用する者にとっての難易度やコスト面も含めた実施可能性（検証項目によっては長期持続可能性）も考慮することとする。

### （３）植林による炭素クレジット創出のための手順書の作成・普及

上記（１）と（２）の結果を基にして、植林による炭素クレジット創出のための簡潔な手順書を作成する。この手順書には、植林プロジェクトの準備段階から実施、モニタリング、及び炭素クレジットの申請・登録・発行等に必要な作業項目、作業基準（所要時間やコスト)、作業の解説とポイント、その他作業時の注意事項等を含む。さらに、発注者が主催する日本国内におけるセミナーにおいてもその成果を紹介し、国内外での普及を図る。

### （４）中間報告スライド、及び最終報告書の作成

上記（１）～（３）の実施内容について、契約期間中に2回程度、中間報告としてスライド（15～20枚程度）を作成する。さらに、2026年3月19日までに最終報告書を提出する。なお、中間報告スライド、及び最終報告書のフォーマットは特に定めていないが、調査の背景・目的、対象地、方法、及び結果等を図表・イメージ図等を用いて分かりやすく記載する。

## ４．業務実施期間

　　委託契約締結日～2026年3月19日

## ５．成果品

### （１）納入物品（電子データのみ提出）

・中間報告スライド：1部（×2回）（上記３の（４））

・最終報告書：1部（上記３の（４））

## ６．その他

1. 受託者は、基本的に、本仕様書、及び提案書に記載された内容に従って本業務を実施する。
2. 発注者は、本業務の進捗状況等に関して、業務の目的を達成するために必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。また、発注者は、必要に応じて、受託者の現地調査に同行し、技術的な支援・アドバイスを与えるものとし、受託者はそれらを踏まえて業務を実施する。
3. 本事業で設置される委員会は、本業務の進捗状況等に関して、業務の目的を達成するために必要な意見・アドバイスを与えるものとし、受託者はそれらを踏まえて業務を実施する。
4. 本業務の進捗状況については、上記３（５）の中間報告スライドの他にも、発注者の求めに応じて報告を行うものとする。
5. 本業務で得られた成果は基本的に公開可とし、発注者は受注者が作成した報告スライドや報告書の中で、受注者の了解が得られた部分についてはウェブサイト等で公開してもよいものとする。
6. 受託者は、本業務の実施にあたって、再委託を行う場合は、事前に発注者の承認を得るものとする。
7. 受託者は、業務の目的を達成するために、本仕様書、及び提案書に記載されていない事項で必要な作業が生じたときや、本仕様書、及び提案書に疑義が生じた場合は、発注者に書面をもって協議すること。